

令和7年第4回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月11日（金）

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時40分

2. 早島町役場 2階 第一会議室

3. 出席委員

2番 栗坂 一郎
3番 林 正
4番 原 勝
5番 安原 輝夫
6番 日笠 太（会長）
7番 眞鍋 和崇
8番 増田 利之
9番 佐藤 周二
10番 片岡 正夫
推進委員 佐藤 省三

4. 欠席委員

1番 高畠 正人

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第5号 早島農業振興地域整備計画の総合見直しに対する意見聴取について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治
渡辺 博
書記 片山 理恵
書記 杉本 和也
書記 山崎 拓哉

事務局（杉本 和也君）

会議の開催の前に、今年度の事務局の異動についてご報告いたします。まず農業委員会の所管課ですが、機構改革により昨年度の産業課 農林係から、今年度、都市整備部建設課 農林振興係へ移管されております。続いて異動のあった職員よりご挨拶申し上げます。

【職員挨拶】

事務局（杉本 和也君）

退任する猪木の方はここで退室させていただきます。

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから、令和7年第4回早島町農業委員会を開催いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、7番の眞鍋 和崇委員、8番の増田 利之委員にお願いします。よろしくお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、議案第5号 早島農業振興地域整備計画の総合見直しに対する意見聴取について を議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

それでは議案書を1枚お開きください。議案第5号ですが、早島農業振興地域整備計画の総合見直しにあたり、令和7年3月31日付で早島町長より意見が求められています。

「早島農業振興地域整備計画」は平成 20 年に策定され、15 年が経過しておりますが、この間農業者の高齢化、担い手不足、農業所得の低迷、水路整備など本町農業は多くの課題に直面し深刻化してきました。持続的かつ魅力的な農業の実現に向け、令和 5 年度から農業振興地域整備計画の総合見直しが着手されております。

お手元の配布資料「見直しの流れ」をご覧ください。令和 5 年 12 月に早島農業振興地域整備計画見直し協議会が設置され、農業委員会からは佐藤 周二委員を推薦いただきました。

令和 6 年 3 月には前潟地区の所有者・耕作者様を対象に地元説明会を 2 度開催し、5 月から 7 月にかけて農家アンケート調査を実施しております。

協議会については、今日までに 3 回開催させていただき様々な協議を重ねた結果が本日の変更案となります。

変更案について概要を説明させていただきます。議案書に戻っていただき、意見聴取の鏡文の次のページからが変更案となります。計画書の表紙、目次とありまして、1 ページからが農用地利用計画となります。2 ページ、3 ページをお開きください。赤い文字の上段は変更前、下段は変更後となります。

農用地利用計画では国のガイドラインに即し、農用地区域が設定されますが、この度前潟地区の農用地区域のすべての農地について、精査を行ったところ農用地区域が 1.82ha 増加する結果となっております。

また 2 ページ下段の③をご覧ください。①及び②以外の土地で、農業地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地として、平成 20 年以降 0.3ha を農用地区域として設定しておりましたが、この度の見直しによりこの 0.3ha については、農用地区域から除外を行います。

議案書の後ろをめくっていただきますと、地図が何枚かございますが、1 枚目にございます「付図 1 号 土地利用計画図」をご覧ください。

この度除外いたします農地は×印のあります、町北部、矢尾地区の樹園地です。除外する経緯ですが、平成 20 年当時、本町では葡萄の「紫苑」のブランド化事業に取り組まれており、「紫苑」の先進地として矢尾地区の樹園地 0.3ha が農用地区域として設定し、久々原地区に町営の紫苑栽培場が建設されました。

令和 3 年度に久々原の栽培場が処分され、ブランド事業が終了したことをもって、この度矢尾地区の樹園地 0.3ha については農用地区域から除外するものでございます。

5 ページをご覧ください。第 2 章 農業生産基盤の整備開発計画では、立ち遅れております水路整備について、今後具体的に計画する 3 路線について位置付けを行っております。3 路線の位置図としては、議案書の後ろ「付図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図」となります。

6 ページをお開きください。「第 3 章 農用地等の保全計画」ですが、こちらでは農地保全の計画として、今年度から県営事業として着手される汐入川排水機場の機能向上を目的とした建替え工事が位置付けられております。位置図は「付図 3 号」となり

ます。

7 ページ 8 ページをご覧ください。「第 4 章 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」ですが、こちらは主に担い手への農地の集積・集約についての計画となります。

お手元に昨年の 3 月に策定し公表いたしました「地域計画」を配布させていただいております。「地域計画」はまさに農地の集積・集約化に向けた計画でありますので、第 4 章では地域計画に掲げる主な方策をそのまま掲げております。

9 ページからの第 5 章から第 8 章については、現時点においても具体的な計画がないため、アンケート結果や農林業センサスなど統計結果の数値の更新に留めております。

以上が、この度の総合見直しの概要となります。

お手元の見直しの流れのとおり、農業委員会や JA 等関係機関の意見聴取後、4 月下旬からは変更案の公告・縦覧を行い、6 月中旬から下旬に岡山県の同意を得て、決定公告を行うことを予定しております。

変更案の縦覧については、ホームページ、広報誌にて行いますので、そちらもご確認ください。

説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

7 番（眞鍋 和崇君）

この見直し協議会の中で議論されてきたという報告だったが、その見直し協議会の中でどういう意見が出されたのか、それをもってどういう風に変更されたのかを教えてください。

事務局（杉本 和也君）

3 回開催させていただきまして、第 1 回の協議会については地元説明会と農家アンケート調査の調査項目についてご意見をいただいております。10 月の第 2 回の協議会についてはアンケート調査結果の報告と、事務局で作成いたしました見直しの素案についての説明をさせていただきました。やはり意見が多かったのが、第一章の農地利用計画のところで、アンケート結果では農業振興地域制度そのものに反対意見がありました。こちらについては今回の見直しに反映しないのかという意見もありましたが、冒頭にも申し上げました通りこの度の計画見直しは農業の持続的な発展のための見直しでありますので、この度の計画で農振農用地域についての除外といったことについては考えていないという旨の協議をしております。そういった意見については、今後のまちづくり全体の意見になってくるかと思うので、そういったところでしっかり議論されるべきであるという話をしております。

あとは第 2 章の農業生産基盤の整備開発計画で、水路整備について、一番後ろの付

図の2号についてですが、今後具体的に計画する路線として、この3本についてはまずは道路に隣接する水路から、道路護岸も今非常に脆弱な状態で通行の危険も生じているような状況でありますので、まずはそこからさせていただきたいという旨で協議をして、これだと非常に質素な図面になっているのもっとできないのかというような意見もいただいたんですが、今具体的に計画できるのはこれだけにと留めさせていただきたいという旨で協議をして了承いただいたところでございます。大きな案件としては、農用地区域とこの水路計画になります。

またアンケート結果で、作られている方で今一番困られているのはなんですかというような調査項目があったんですが、当然水路整備が多かったが、それよりも多かったのが農業機械の費用の負担が一番多くて、アンケートをして終わるのではなくて、その結果を踏まえて補助制度を、県の事業のみならず町としてもしっかり予算を計上して、農業者の負担を減らすための補助事業をして行ったらどうかという意見もいただいて検討しております。大まかにはなりますが以上です。

7番（眞鍋 和崇君）

ありがとうございます。

議長（日笠 太君）

その他はありませんか。

3番（林 正君）

今水路をしているが、昨日見たら変なことになっているが、役場へ聞いたら図面通りそのままでもいいといわれたということで、図面を見る人がいるのかいないのか。今大きい通りをしていて、横に水路の枝があるが、その枝を民地の土地を掘ってまっすぐせずに、川が広がるとるまんまこんなことをしとるからちょっとおかしいなと思ってなんでまっすぐ水路の方向へ抜けてしてないのかと思って、役場へ聞いたらそれでいいんだと、図面がなっとるから。図面がおかしかったら戻さんと。

事務局（杉本 和也君）

場所はどこですか。終わった後に教えてもらってもいいですか。

図面を見たうえでお答えします。

議長（日笠 太君）

図面が出ているといっても1日に1回は見に行ったらどうか。できてしまったら撤去してやり直さないといけなくなるのだから。

要は現地行ってみてくださいということです。

7番（眞鍋 和崇君）

8ページの農業経営の規模の拡大および農業機構の効率的かつ総合的な利用の促

進を図るための耕作ということで、(3)のところに高収益作物栽培への転換というところに必要な機械の導入を支援すると書いているんですけど、杉本さんがおっしゃったように農業者の方の大きな営農課題の一つに機械の更新というのがあって、高収益作物への転換に限らず機械の導入支援というのは、すべての計画の大前提として必要な補助制度だと思うので、(3)に書いてしまうとそのことに限定した記述になってしまうので、そこは私としては記載個所の変更を求めたいと思っています。ちゃんと町として補助制度を作るように求めたいなと思っています。

事務局（杉本 和也君）

ありがとうございます。

7 番（眞鍋 和崇君）

あわせて10ページのところで新規就農者育成・確保についてなんですが、早島町の場合そんなに毎年新規就農者が出てくるようなところではないですが、やはり営農環境を整備するという点についていえば、早島町としてせっかくこの計画を立てるのに現時点で具体的な計画がないときに記載してしまうのはよくないのかなと思ったので、現時点で具体的な計画は確かにないのだと思いますが、それを立てるための計画だと思うので、具体的な計画をぜひこの計画をもって立てていただきたいなと思います。だから、具体的に言うと「現時点で具体的な計画はないが」というところの文章は削除すべきかなと。「現時点で具体的な計画はないが」というところはとってしまって、計画的な整備に努めていくというのはやはり計画をもって、上位計画があって初めて具体計画が枝葉に分かれていくのだから、その進行計画をもって個別計画をちゃんと作っていただきたいなと思っています。

事務局（杉本 和也君）

第7章の12ページにも現時点で具体的な計画はないという記載があります。

7 番（眞鍋 和崇君）

それも言おうと思っていたんです。

事務局（杉本 和也君）

ありがとうございます。

7 番（眞鍋 和崇君）

そこはやはり具体的な計画をこれから作っていくという姿勢で書かれたらいいのかなと思います。

事務局（杉本 和也君）

消極的な印象を与えてしまいますね。

7 番（眞鍋 和崇君）

町長にも消極的な印象を与えてしまうので、町としては積極的な計画を立てているのだから今後どんどん具体化していきましよう町長にも言いやすくなるということだと思います。

事務局（杉本 和也君）

前談の 2 ページのところですが、確かに高収益作物栽培のみの印象になるので、当然それだけだとは考えていなくて、メインは水稻農家さんだと思うので、ちょっと考えさせてください。

10 番（片岡 正夫君）

これは 10 ページの 3 番の（2）のところを少し変更したらどうか。「機械設備に多額の資金が必要になる」というところから、先ほど眞鍋さんが言われたことをちょっとアレンジして入れて。やはり高収益の野菜とか果樹も専用の機械があるわけですから、その補助も重点を置いていこう、こちらの更新の時も重点を置いていこうと 2 段構えで書いておけばいいと思います。

7 番（眞鍋 和崇君）

書く場所についてはお任せします。

事務局（杉本 和也君）

わかりました。

7 番（眞鍋 和崇君）

あと 13 ページについて、第 8 章は何のためにつけているのか。

事務局（杉本 和也君）

章の構成としては国のガイドラインに則している。第 8 章についてはあまり農業のことに触れられていなくて、農村の維持として安全性とか保健性とか、一応前潟地区、農業振興地域としては農村という扱いになるので、農村として暮らす人にとっての利便性や快適性を書いています。これについては、早島総合計画の各所管の分野に対してのそれぞれのマスタープランの位置付けがされておりますのでそこを引用しているような形になっております。第 8 章については農村に住む方にとっての生活環境という意味合いです。

7 番（眞鍋 和崇君）

農村の環境整備という点においてはここに付け加えていることはだいたいわかるんですが、せっかく計画作るのに総論的な話になっていて、せっかく計画を作るならもう少し今の計画を後押しするような内容にしていって方がいいのかなと思ったん

です。例えば（１）の安全性だと農村が抱える大きな課題、前潟地域が抱える大きな課題としては浸水対策なわけですからそういう意味でも水路整備というのは浸水対策の面からも促進していくというのは早島町の計画としてうたっているわけだから、そういうことも入れたらいいのにとおもいます。だから水路整備というのは重要なんだということを計画に書いてしまうということです。そういうことによって後押ししやすくなる、計画のここにも書いてますよね、だから後押しがしやすくなるということだと思うので、せっかく計画するんだったら総論的なことももちろん書けばいいんだけど、自分たちがやりたいことを後押しさせるような計画の文書を作っていく、入れ込んでいくということが大事だと思うのでそこはいれたらいいんじゃないかと思いました。

例えば今併せてポンプ場の整備なんかもこれからやっていくわけじゃないですか。それもこの安全性のところに書いたらいいと思うんですよ。だからこういうことに取り組んでいき、農村の理解も得ていくとここに書いていけば、より政策を後押しすることに繋がるとおもいます。

10番（片岡 正夫君）

今の眞鍋さんのようなご意見もあるんですが、私はその前の段階で、8章より前の前段でだいたい整備計画を立てて、その最後の方の文言というのはあまり後押しができるというか、はっきりした文言ではなく、いろんなことで拾えるというか、言葉の端々を取れば補助事業に繋がっていく、あんまり詳しく書きすぎたらそれで拾えなくなるんじゃないかなと思います。広角的な総合計画から引用したものを幅広く読めるような立場でこの8章を入れたんじゃないかと思うわけなんです。だからそこを詳しく書くよりはふわっとした感じの方がいいんじゃないかなと。補助なんかをもらうときにここに書いてあるがと読み取れる範囲が広い方が対象にさせていただきやすいので。詳しく書くのであれば8章より前の段階でそういう箇所的な文言を入れた方がまとまりとすればいいんじゃないかと思います。だから私は今のままでいいと思います。

9番（佐藤 周二君）

農振計画そのものより農業生産が第一です。第二は農村の環境改善この2つがいかにか改善されるかということが農振計画の骨になると思います。そういう点からすれば網羅的に書いていて、なおかつ必要な事業は参考資料に出てくるわけですから、例えばおっしゃられたように中身はさらりと言っておけばいいのではないかな。それからもう一つは農水省の建設サイドの事業で生産から生活環境までの補助事業があるんですが、そういった補助事業を拾うとなるとこの中から拾うようになります。というところでさらりと言っておけばいいのかなという気はします。特に重点的に整備するようなことがあればしっかり位置付けることは必要だと思います。

事務局（杉本 和也君）

ありがとうございます。いいご意見をたくさんいただきましたので、一度揉ませてください。ありがとうございました。

議長（日笠 太君）

その他はありませんか。

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で議案第5号を終わります。

それではその他について、事務局から説明してください。

事務局（杉本 和也君）

次回の農業委員会ですが、5月12日(月)の10:00からを予定しております。場所は役場2階の第1会議室になります。また議案書を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。